

第3章 計画を推進する上での配慮事項

第2章では本計画の基本的な方針・具体的な施策を示していますが、本章では「計画を推進する上での配慮事項」として、都市緑地法第4条に基づき緑の基本計画に定めることができるとされている「緑地の保全」及び「緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理」等に関すること、また、「杜の都・仙台」の象徴的なみどりである「街路樹の整備及び管理」等に関することについて、関連事業を進めていく際の配慮事項等をまとめます。

【本章の掲載内容】

- 1 緑地保全に関すること
 - (1) 緑地保全制度の運用
- 2 都市緑化に関すること
 - (1) 緑化重点地区の運用
 - (2) 市街地等における建築物等の質の高い緑化の推進
- 3 都市公園に関すること
 - (1) 「公園マネジメント」の推進
- 4 街路樹に関すること
 - (1) 「街路樹マネジメント」の推進

1 緑地保全に関すること

(1) 緑地保全制度の運用

緑地の保全については、都市緑地法第4条において、「緑地の保全及び緑化の目標」並びに「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」を緑の基本計画に定めることとしており、本市では特別緑地保全地区や保存緑地などの地域制緑地の指定や、保存樹木等の指定など様々な制度を運用して緑地の保全を図ってきました。今後はこれまで指定した緑地や樹木について良好な保全を継続していくとともに、法令等による規制を受けていない市街地に近い里山や市街化区域の樹林地についても保全の検討を進めます。

① 都市緑地法に基づく緑地保全制度

1) 特別緑地保全地区（都市緑地法第12条）

i) 概要

- ・都市計画区域内の緑地について、建築行為などの一定の行為の制限などにより、その良好な自然環境を現状凍結的に保全し、もって良好な都市環境の形成を図る制度。行為については許可制。

ii) 本市の指定状況

- ・令和2年4月1日現在4箇所 97.2ha（蕃山，枳江，燕沢三丁目，郷六）

iii) 運用方針

○指定について

- ・自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、都市計画区域内で担保性のない樹林地については、生物の貴重な生息・生育空間となり、気象災害を低減化する等多くの機能を持ったグリーンインフラとして、その良好な自然環境を現状凍結的に保全するために指定を検討します。
- ・保全の担保性を高めるため、杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地から、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区への移行を目指します。
- ・特別緑地保全地区指定計画地として土地の買入れを行った保存緑地については、順次特別緑地保全地区への移行を進めます。

○施設の整備について

- ・基本的には現状の保全を優先し、樹木の伐採や造成が伴う施設の整備は極力行わないこととし、下刈や除間伐などの適切な樹林地管理と、立ち入り防止柵や土留めの設置など管理上必要な施設の整備により、良好な保全に努めます。
- ・都市における良好な自然環境として保全を主としながら、樹林を活用した森林浴や散策、自然観察や環境教育などに活用できるように必要な範囲で園路やベンチ等の整備を行います。

○土地の買入れについて

- ・土地所有者による緑地の管理を前提としながら、保全のため必要があるときは、特別緑地保全地区に指定していない土地について、特別緑地保全地区指定計画地として土地の買入れによる公有地化を進めます。
- ・特別緑地保全地区に指定した土地について、当該土地の買入れの申し出があった場合は、都市緑地法の規定に基づき、土地の買入れによる公有地化を進めます。

○買入れた土地の管理について

- ・各々の樹林地の特性に応じ、保全と利活用の両面を踏まえた管理方針を適宜定めることとします。
- ・生物の生息・生育空間の確保に加え、緑地が持つ雨水の保水・浸透や急斜面地の表層崩壊の防止等のグリーンインフラの機能を向上させることで気象災害の低減化を図るため、下刈や除間伐などの適切な樹林地管理を行います。
- ・地域団体や市民活動団体、事業者など多様な主体が緑地の管理に参画する取組みを通じて、継続的な保全を図ります。

2) 緑地保全地域（都市緑地法第5条）

i) 概要

- ・里地・里山など都市近郊の比較的広域的な見地から保全の必要がある緑地について、届出・命令制により、一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全する制度

ii) 本市の指定状況

- ・指定実績なし（本市だけでなく全国的にも実績なし）

iii) 運用方針

○指定について

- ・自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、里地・里山など都市計画区域又は準都市計画区域内で担保性のない比較的大規模な樹林地について、指定を検討します。
- ・指定に当たっては、土地所有者の協力を得ながら効果的に緑地の保全を図るために他の緑地保全制度と比較検討を行います。

○指定した土地の保全について

- ・緑地保全地域を定めた場合は、当該地域内の緑地の保全に関する緑地保全計画を定めます。計画には、行為の規制又は措置の基準を定めるほか、保全に必要な施設の整備、管理協定に基づく緑地の管理、市民緑地契約に基づく緑地の管理を適宜定めることとします。

3) 保全配慮地区（都市緑地法第4条）

i) 概要

- ・都市緑地法第4条において緑の基本計画の策定項目として定める「緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」を保全配慮地区として位置付け、法律や条例に基づく地域制緑地や施設緑地に該当しないまとまった樹林地について今後保全を図るための有効な手段とします。

ii) 本市の指定実績

- ・保全配慮地区の指定実績はないが、保全配慮地区候補地として5地区設定（洞雲寺地区、鶴ヶ谷地区、川内地区、安養寺地区、三神峯地区）

iii) 運用方針

○保全配慮地区候補地の再評価

- ・前緑の基本計画において、保全配慮地区の概ねの位置を候補地として5地区設定していましたが、これらについて自然条件や社会的・経済的状況の変化が見られることから再評価を行います。

○新規指定地の検討

- ・保全配慮地区の設定に当たっては、自然生態系の保全、風致・景観の保全、都市防災機能の向上、市民の自然とのふれあいの場の提供などの社会的・経済的な観点から、樹林地の総合的な評価を行い、概ねの位置を候補地として設定します。保全配慮地区候補地とした箇所については、より詳細な調査を行った上で、市民や事業者との協働のもと、特別緑地保全地区、緑地保全地域、保存緑地、緑地協定による保全や、市民緑地制度など法律や条例の制度による緑地保全施策を講じることとします。

4) 市民緑地（都市緑地法第55条、第60条）

i) 概要

- ・民有地における緑の創出と保全を推進するため、土地又は人工地盤、建築物などの所有者が自らの土地などを市民が利用できる緑地や緑化施設として提供することを支援・促進する制度。本制度には、都市計画区域又は準都市計画区域において、土地所有者と地方公共団体などが契約を締結して市民緑地を設置管理する制度（市民緑地契約制度）と、緑化地域又は緑化重点地区において、民間主体が作成し、認定を受けた計画に基づき市民緑地を設置管理する制度（市民緑地認定制度）があります。

ii) 本市の指定実績：

- ・市民緑地契約制度 令和2年4月1日現在1箇所（卸町二丁目市民緑地）
- ・市民緑地認定制度 実績なし

iii) 運用方針

- ・市街地における民有地の緑化や残された樹林地の保全を図り、又は都市公園が不足している地域において緑地やオープンスペースの確保などを図る有効な手段の一つとして、事業者や個人が所有する土地、使い道が失われた空き地などの民有地を有効活用し、市民の活動の場となる緑地空間を創出する市民緑地制度の活用を図ります。
- ・本制度により設置した市民緑地については、適切な管理が図られるよう必要な支援を行います。

5) 緑地協定（都市緑地法第45条, 第54条）

i) 概要

- ・都市計画区域又は準都市計画区域における相当規模の一段の土地又は道路、河川などに隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者など全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度

ii) 本市の指定実績：令和2年4月1日現在 23箇所 190.55ha

iii) 運用方針

- ・本制度は、杜の都にふさわしい緑豊かな街並みを市民の自主的な取組みにより形成する有効な手段であることから、新規の住宅街区整備事業があった場合に緑地協定の締結を行うことができるよう事業者などへの周知や普及啓発を行います。
- ・本制度により緑地協定を締結した地区については、認可した緑地協定の内容に沿った緑地の保全又は緑化が図られるよう必要な支援を行います。

② 都市計画法に基づく緑地保全制度

1) 風致地区（都市計画法第8条）

i) 概要

- ・都市計画法に基づき、都市の風致（自然的要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するため定める地区制度。

ii) 本市の指定実績

- ・令和2年4月1日現在8箇所 270.9ha（大年寺，八木山，愛宕山，靈屋，大崎八幡，北山，台ノ原，安養寺）

iii) 運用方針

○制度の運用

- ・本制度においては、風致地区内における建築物の建築，宅地の造成，木竹の伐採等の行為を，仙台市風致地区内における建築等の規制に関する条例により許可制とすることで緑地の保全を図っており，引き続き本制度の運用により良好な緑地の保全を継続していきます。

○保全の担保性の向上

- ・本制度においては，政令や条例で定める許可基準（建築物の高さ・建ぺい率，植栽面積，切土・盛土の高さ等）に適合する一定の開発行為等は許容しているため，そうした土地利用との調和を図りながら，特別緑地保全地区等の他の緑地保全制度の活用により保全の担保性を高める方策について検討を進めます。

③ 杜の都の環境つくる条例に基づく緑地等保全制度

1) 保存緑地（杜の都の環境をつくる条例第11条）

i) 概要

- ・市街化区域内の民有地を主体に，樹林地，水辺地，社寺林など緑の骨格となる良好な緑地について，土地所有者の理解と協力のもと，建築行為などの一定の行為を制限することで，緑地の保全を図る制度。行為については届出制。

ii) 本市の指定状況

- ・令和2年4月1日現在 40箇所 643.34ha

iii) 運用方針

- ・これまで指定した保存緑地について，自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し，継続的な保全を図ります。
- ・保全の担保性を高めるため，杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地から，法律の制度である特別緑地保全地区（都市緑地法）や都市公園（都市公園法）への移行を目指します。
- ・指定から40数年が経過し，土地所有者の高齢化や相続等社会的な変化が想定される中，土地所有者による管理を前提としながら，継続した保全のため必要があるときは，土地の買入れや寄附受入による公有地化を行います。
- ・生物の生息・生育空間の確保に加え，緑地が持つ雨水の保水・浸透や急斜面地の表層崩壊の防止等のグリーンインフラの機能を向上させることで気象災害の低減化を図るため，下刈や除間伐などの適切な樹林地管理を行います。
- ・地域団体や市民活動団体，事業者など多様な主体が緑地の管理に参画する取組みを通じて，継続的な保全を図ります。
- ・市街地に近い里山や市街化区域で担保性のない比較的大規模な樹林地について，保全を図るため，保存緑地などの地域制緑地の指定を検討します。

2) 保存樹木・保存樹林（杜の都の環境をつくる条例第19条）

i) 概要

- ・地域の美観風致を維持するため，樹木又は樹木の集団（樹林）の保存に関し必要な事項を定め，都市の健全な環境の維持及び向上に寄与するための制度

ii) 本市の指定状況：令和2年4月1日現在

保存樹木	173件	178本
保存樹林	17件	

iii) 運用方針

- ・本制度では市民の協力のもと，地域の美観風致を代表する居久根等の屋敷林や社寺林，由緒ある名木，永い歴史を生きてきた古木を保全しており，今後も所有者への支援を継続しながら保全を図ります。

- ・歴史を刻む名木・古木や屋敷林・社寺林は，杜の都にふさわしい貴重なみどりであることから，歴史的な由来を持つ都市公園や彫刻などの文化的資源と連携した活用策について検討します。
- ・仙台を象徴し市民の誇りとなるみどりを「新わがまち緑の名所100選（仮称）」として市民協働により選出し，広く市民に紹介するとともに「杜の都・仙台」の魅力として内外に発信します。

2 都市緑化に関すること

(1) 緑化重点地区の運用

緑化重点地区については、都市緑地法第4条において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」を緑の基本計画に定めることとしており、本市では、平成18年(2006年)3月に「仙台都心部」、平成20年(2008年)3月に「あすと長町」、平成27年(2015年)12月に「卸町」、令和2年(2020年)3月に「泉中央」を緑化重点地区に指定しています。本市の緑化重点地区では、地区ごとの方針に基づく緑化の推進のほか、緑化助成制度などにより、重点的な緑化の推進を図ってきました。今後はこれまで指定した4地区についてさらに緑化の推進を図るとともに、指定効果を見据えながら指定箇所拡大についても検討します。

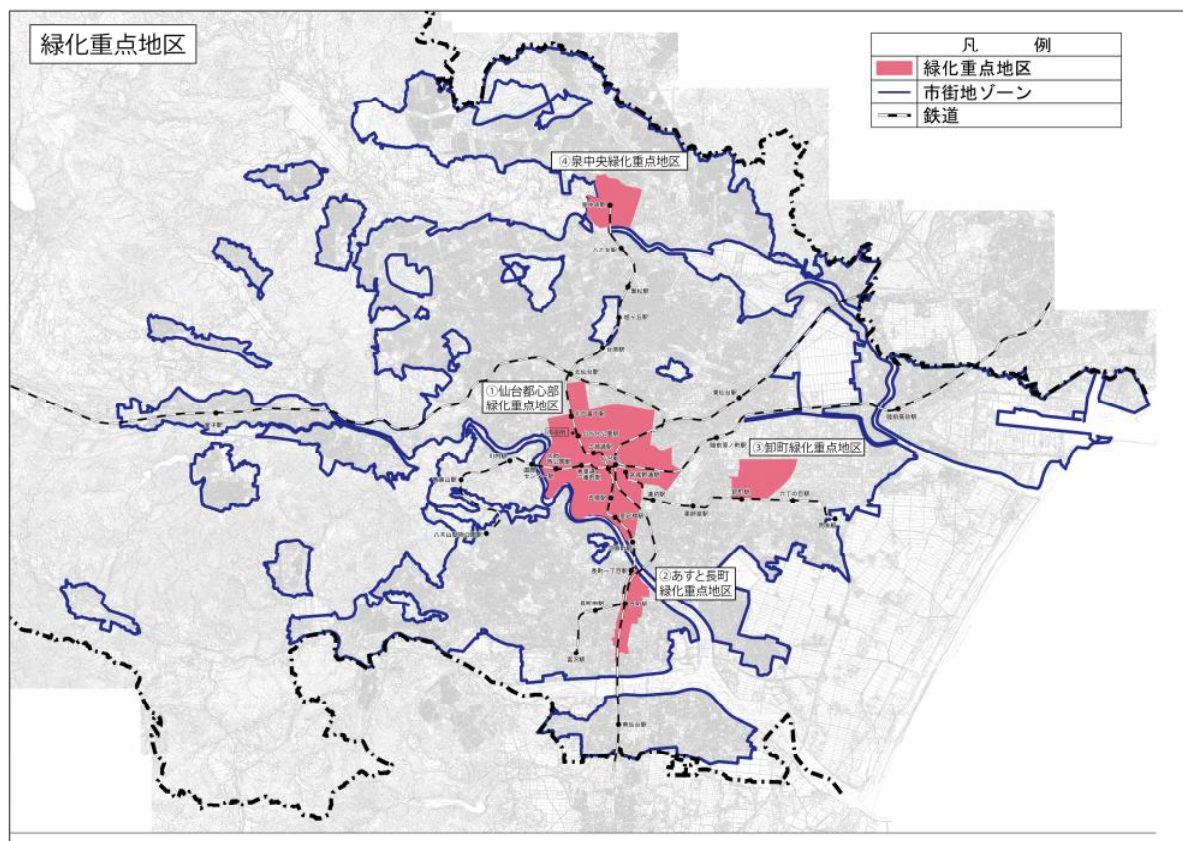


図-28：緑化重点地区の位置図

① 緑化重点地区共通の緑化の方針

1) みどりのネットワーク形成

地区内及び周囲の公園緑地，まとまった緑を有する公共施設等のみどりの拠点とし，地区内の街路樹のみどりの軸と捉え，まちとみどりを結ぶみどりのネットワークを形成します。また民有地においては，みどりのネットワークを拡充するため，道路空間との連続性のある緑化を推進します。

2) グリーンインフラの積極的推進

地区内では特に都市機能が集積していることから，ヒートアイランド現象の緩和や雨水流出抑制等の機能や，まちで過ごす人のための回遊性・滞留機能を高める目的で，グリーンインフラを積極的に推進します。

i) グリーンインフラを推進する助成制度の検討

緑化助成制度を見直し，民有地での屋上緑化や雨庭^{あめにわ}などの整備を支援することによりグリーンインフラを推進します。

ii) 公共施設におけるグリーンインフラの推進

公共施設の建替え等に際してもグリーンインフラを推進し，民間施設のモデルとなる緑化を図ります。また都市公園においてもグリーンインフラの推進を図ります。

iii) 国の補助事業の活用

グリーンインフラ都市構築支援事業や市民緑地認定制度等の国による事業の活用を促し，多様な機能を発揮する緑のオープンスペースの創出を推進します。

② 地区ごとの方針

1) 仙台都心部緑化重点地区【約840ha】（平成18年3月指定）

この地区は、「都心部の『緑の回廊づくり』」の対象区域でもあり、また「杜の都・仙台」の玄関口であることも踏まえ、杜の都のシンボルエリアを形成するため、様々な施策を展開します。また、多くの建築物が更新時期を迎えていることを都市緑化推進の契機と捉え、建替え等に際して質の高い緑化を推進します。

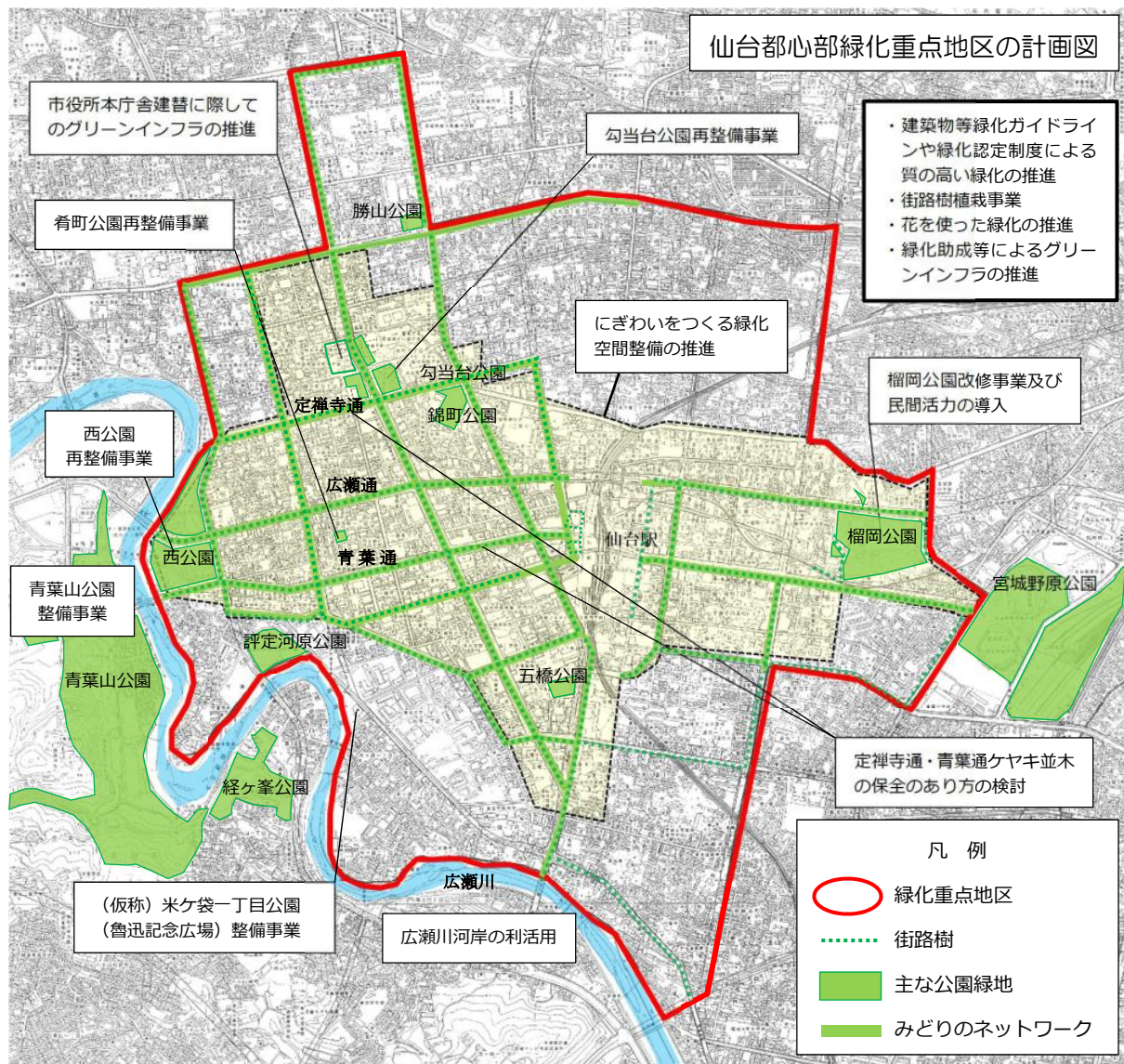
i) 地区の特性

- ・本市の商業、業務、行政の中心となっている地区であり、青葉通、定禅寺通、広瀬川、西公園、勾当台公園、榴岡公園など、仙台を代表するみどりが分布しています。地区内の緑被率は14.2%（令和元年度）であり、街路樹の生育や敷地内の緑化などにより、平成21年度より比較して2.5%向上しています。榴岡公園などの大きな公園がある一方、街区公園などの身近な公園が不足している地域もあります。
- ・都心部みどりの回廊の主要な10路線について、人の目線で見える緑の量として緑視率を計測していますが、緑視率の平均は31.7%（平成26年度調査）となっており、平成20年度より比較して4.9%向上しています。青葉通と定禅寺通は、みどりが豊かである一方、国道48号線など、比較的みどりの少ない道路もあります。

ii) 緑化計画の方針

みどりによる「杜の都・仙台」のシンボルエリア形成

- ・みどりのネットワークを形成する主要路線を中心に、適切な管理・整備による街路樹の充実を図るとともに、沿道の民有地での中・高木による^{せつどうぶりよつか}接道部緑化を推進することで、みどりの軸を充実させます。
- ・みどりの拠点となる公園の再整備を行い、安全で安心な憩いの空間や、飲食やイベントの開催など都市のにぎわいを創出する空間として活用を図ります。
- ・市役所本庁舎の建替えに際しては、グリーンインフラの推進等により豊かで機能的な緑化空間を検討します。
- ・公園が不足している地域では、土地利用を踏まえながら公園整備の検討を行います。
- ・都市再生特別地区や総合設計制度等において、みどりの多機能性を生かした質の高い緑化を誘導します。また、市民緑地認定制度の活用促進により、市民が憩うことのできる新たな緑のオープンスペースの創出を図ります。
- ・広瀬川の清流を守る条例に基づき、市街地を流れる広瀬川の河川環境の保全を図るとともに、市民が水と親しめる環境づくりを推進します。



2) あすと長町緑化重点地区【約82ha】（平成20年3月指定）

この地区は、仙台都市圏南部の広域拠点の形成を目指した土地区画整理事業による都市基盤整備が完了し、都市機能の集積が進んでいる地区です。みどり豊かで魅力ある街並みの形成のため、「地区計画」と連携して、緑化を推進します。

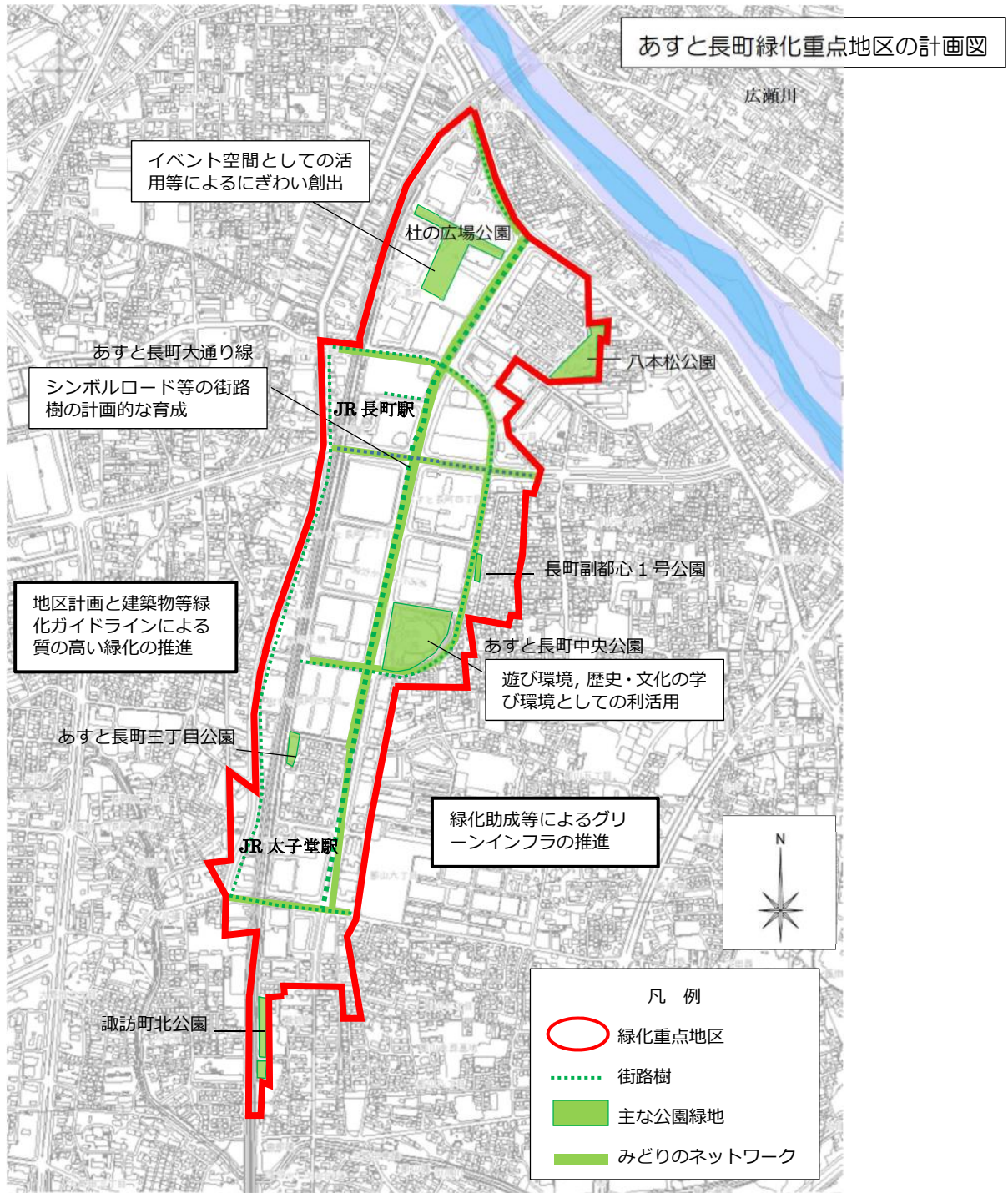
i) 地区の特性

- ・都市基盤整備が完了し、市立病院や大型商業施設により都市機能の集積が進んでいますが、地区内の緑被率は9.8%（令和元年度）と低くなっています。
- ・商業、近隣商業地域については、都市緑地法に基づく地区計画等緑化率条例により、敷地内の緑化率の最低限度を定めた地区もあり、緑化の推進に対する意識が高い地区です。

ii) 緑化計画の方針

人の集いと回遊を促すみどりによるにぎわう広域拠点づくり

- ・みどりの拠点となるあすと長町中央公園や杜の広場などのオープンスペースを憩いの場やイベント空間として活用します。
- ・地区のシンボルロードである「あすと長町大通り線」を中心に街路樹を育成するとともに、オープンスペースをつなぐみどりのネットワークを形成します。
- ・民有地においては、地区計画等緑化率条例による10%の緑化率の確保や接道部の緑化に加え、建築物等緑化ガイドラインによる質の高い緑化の推奨をすることで、質・量ともに優れた緑化を推進します。



3) 卸町緑化重点地区【約143ha】（平成27年12月指定）

この地区は卸売業を基幹としていますが、地下鉄東西線の開通を契機に多様な都市機能が複合した新たなまちづくりが進められており、地域特性に応じた魅力あるみどりの創出が必要となります。地区で定めた「みんなでつくるまちづくりルール（地区計画）」等と連携して、緑化を推進します。

i) 地区の特性

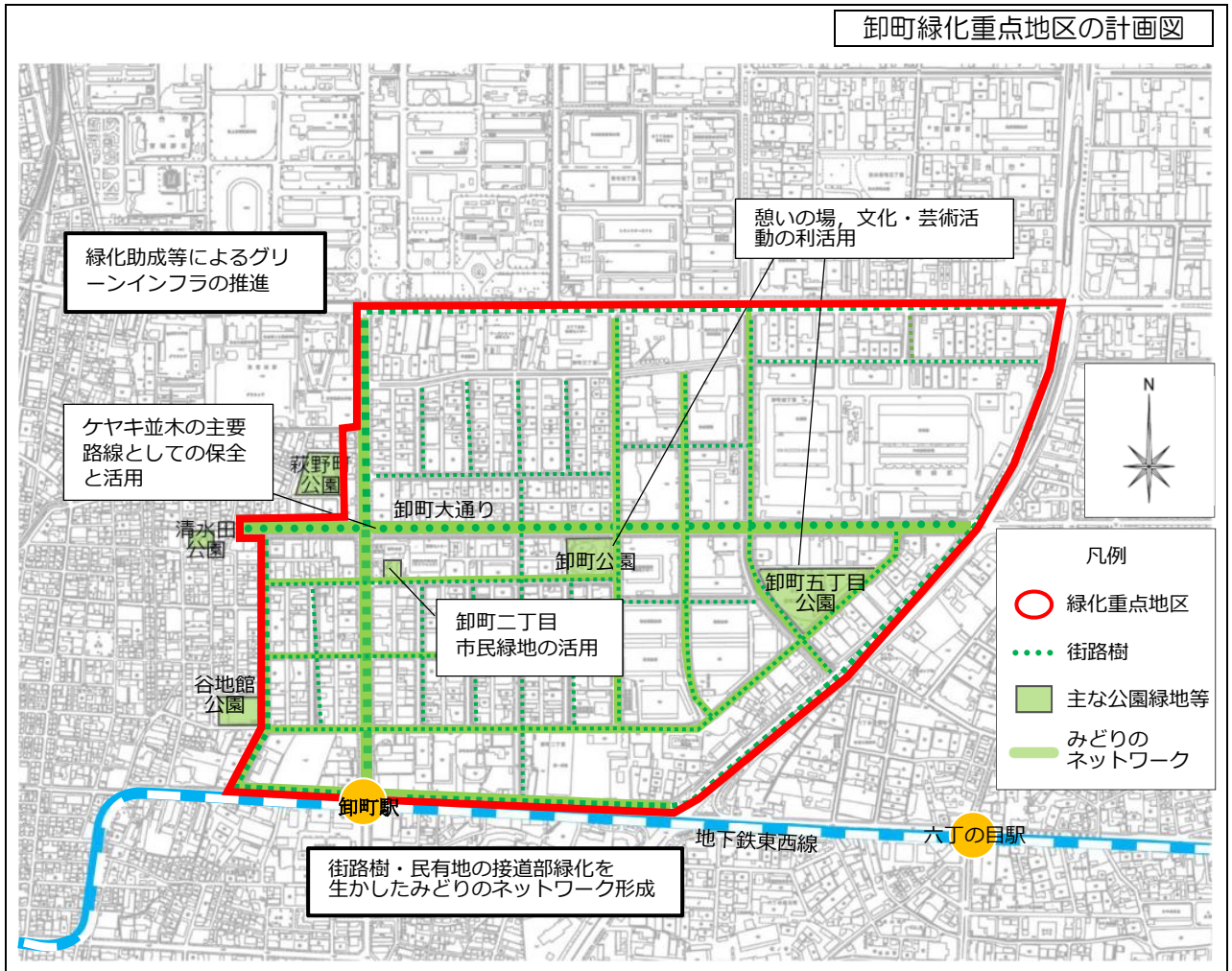
- ・本地区は、高度な産業活動拠点としての機能に加え、演劇や音楽などの文化、レクリエーション機能の立地や居住機能の充実など複合的な機能集積を図る地区ですが、卸町大通りや東の杜大通りのケヤキ並木といった地区内の街路樹や公園、市民緑地の他にまとまったみどりがほとんどなく、地区内の緑被率は11.5%（令和元年度）と低くなっています。
- ・本市で初めて市民緑地契約を締結した卸町二丁目緑地があり、また地区計画を定めケヤキ並木を生かした潤いのある魅力的な景観形成に取り組むなど、市民自らの手によるみどりのまちづくりへの意識が高い地区です。

ii) 緑化計画の方針

卸・住・文化・芸術を彩るみどりあふれる卸町地区

- ・ケヤキ並木の保全を図るとともに、シンボル路線として適切な維持管理をします。
- ・卸町大通りや東の杜大通りを主軸として、卸町駅から公園や緑地をつなぐみどりのネットワークを形成し、民有地の^{せつどうぶりよつか}接道部緑化によりこれを補完することで、地区全体ににぎわいと彩りのあるみどりを創出します。
- ・卸町公園や卸町五丁目公園などについて、地区の憩いの場や地域活動、また文化・芸術活動など、多様な生活や活動の場として活用します。
- ・卸町二丁目市民緑地を地区の財産として次世代に継承すると共に、地区のイベントや文化・芸術活動の場として活用します。

卸町緑化重点地区の計画図



4) 泉中央緑化重点地区【約146ha】（令和2年3月指定）

この地区は、仙台都市圏北部の広域拠点となる地区であり、商業・業務施設により都市機能が集積しています。今後、地区内の低未利用地等への新たな都市機能の集積が見込まれることや、土地区画整理事業の開始から40年が経過し、建物の更新時期に入ってくることから、さらなるにぎわい創出を図るとともに、回遊性あるまちづくりを進めるため、地域特性に応じた魅力あるみどりの創出をします。

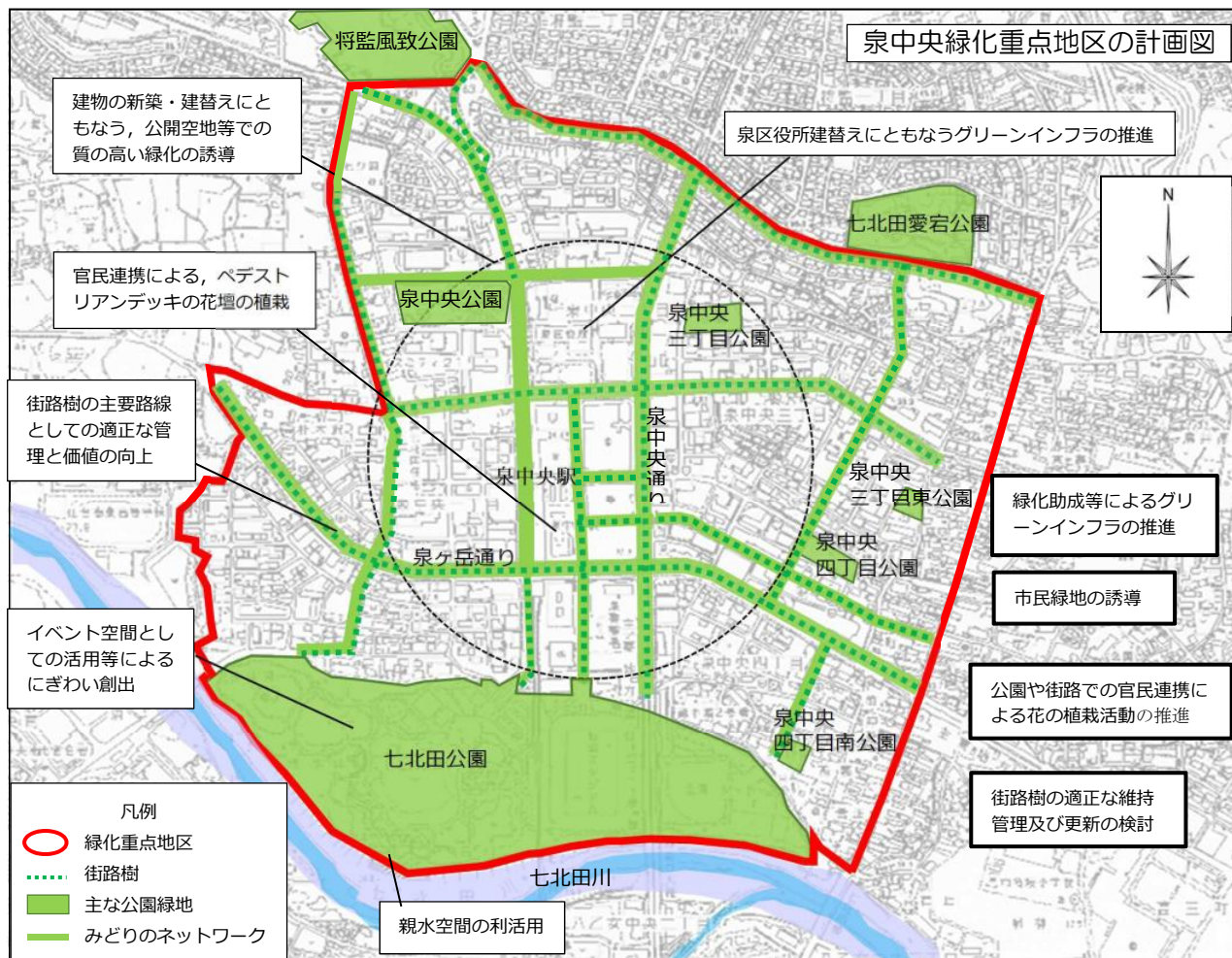
i) 地区の特性

- ・本地区は広域拠点として今後も都市機能の集積が進む地区ですが、まとまったみどりとしては七北田公園や泉中央公園、泉区役所があり、地区内の緑被率は13.4%（令和元年度）となっています（七北田公園を除く）。
- ・泉中央駅ペDESTリアンデッキを中心とした花壇整備により駅周辺に彩りを与えているほか、地区内及び地区周辺において様々な主体による花の植栽活動が盛んであり、緑化の推進に対する意識が高い地区です。
- ・地区の南部には七北田川沿いに七北田公園が整備されており、仙台スタジアムや広大な芝生広場、大型遊具などのレクリエーション施設が設けられ、多くの市民に利用されています。また地区の北部には地域住民に親しまれる将監風致公園と七北田愛宕公園が隣接し、地区の周辺は豊かな自然環境に恵まれています。

ii) 緑化計画の方針

豊かなみどり資源を生かした、地域の交流を深めるみどりのしかけづくり

- ・街路樹や公園などのみどりを適切に維持管理するとともに、必要に応じて街路樹の更新を図ることで市街地と七北田川とを結ぶ緑と水のネットワーク形成を図ります。
- ・緑と水のネットワークを拡充するみどりの拠点として、総合設計制度や市民緑地認定制度等を活用した、民有地での新たなみどりのオープンスペースの創出を推進します。
- ・建築物の緑化や、泉区役所をはじめとした建築物の建替えに合わせた透水性舗装や^{あめにお}雨庭の設置等によりグリーンインフラを推進し、快適な都市環境の形成を図ります。
- ・駅前空間を中心として、官民連携による花壇整備を進めるほか、接道部の緑化を推進することで、歩いて楽しい歩行空間の形成を目指します。



(2) 市街地等における建築物等の緑化の推進

仙台市基本計画の理念にある”The Greenest City” SENDAI の実現へ向け、建築物等の緑化については杜の都の環境をつくる条例に基づく緑化計画制度の運用による緑化面積の確保に加え、今後は緑化の質に着目し、次のとおり「質の高い緑化」を推進します。

① 建築物等緑化ガイドラインによる推奨

建築物等緑化ガイドラインを策定し、質の高い緑化の具体的な手法等を示すことで、緑化計画制度の運用に際して質の高い緑化を推奨します。

② 緑化計画制度の見直しの検討

緑化計画制度において、緑化の質に関する基準や緑化面積算定方法等の見直しを検討し、質の高い緑化への誘導を図ります。

③ 質の高い緑化の誘導

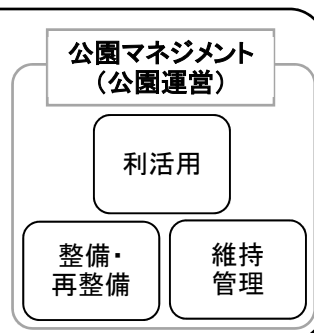
緑化の質を点数化する評価基準の運用や、優良緑化を評価する認定制度の導入により、質の高い緑化への誘導を図ります。

3 都市公園に関すること

(1) 「公園マネジメント」の推進

<公園マネジメントの定義>

公園を都市経営の重要な資源の一つとして捉え、長期的観点に立った計画的な整備・管理を行うことで、その価値を維持向上させるとともに、公園が持つ多様な機能をより有効に活用することで、都市の魅力を向上させる公園運営活動を推進する



<公園マネジメントの目的>

- ・公園の有効活用により、都市の魅力を向上させること
- ・公園の適切な整備・管理により、公園の価値を維持向上させること

公園マネジメントを推進するため、基本的な考え方を次のとおり設定し、具体的な取組みを展開していきます。

<考え方1> 都市のにぎわい創出～仙台ブランドを発信するにぎわいのある公園づくり～

(主な対象公園：中心部や地下鉄沿線の公園，総合公園・広域公園等)

- ・まちの中心部や地下鉄沿線において、多様なイベント開催や公園資源の活用等により、仙台文化の発信やまちのにぎわいを創出する公園づくりを行います。
- ・仙台の歴史や文化及び青葉山や広瀬川などの自然を生かし、観光拠点ともなる公園づくりを行います。
- ・多様な主体との連携を進め、新たな価値を創造する公園運営管理を行います。

<考え方2> 地域コミュニティの醸成～地域の交流を育むみんなの公園づくり～

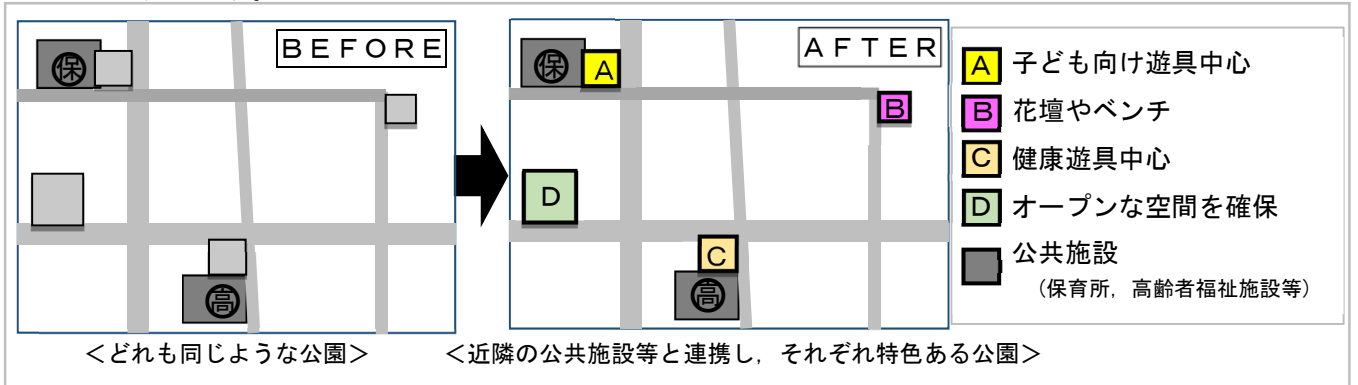
(主な対象公園：街区公園，近隣公園，地区公園，河川公園等)

- ・子育て世代，高齢者，若者などの多様な市民ニーズを捉え，身近な公園となる街区公園においては，地域の顔となるような，特色を生かした公園づくり*を行います。
- ・規模の大きな公園においては，機能を集積し，多様な利用ができる公園づくりを行います。
- ・多様な主体との連携を図り，地域ごとの柔軟な公園運営管理を行います。

※地域の特色ある公園づくりのイメージ

公園施設の老朽化対策とともに、周辺住民の人口構成の変化や地域ニーズ等に応じ、小規模な公園では複数の公園で機能を分担するなど、それぞれに特色のある公園づくりを行います（143 ページ「複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方」参照）。

また、公園に近接する保育所や高齢者福祉施設等の社会福祉施設とも連携した公園づくりを行います。



図— 2 9 : 機能分担による整備のイメージ図

複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方

再整備にあたり、複数の公園で機能分担を行う際には、次の考え方に基づいて行います。

○街区公園に求められる機能

街区公園は市民に最も身近な公園であり、防災・環境保全・景観形成・休養・遊び・地域コミュニティ形成等の様々な機能が求められます。しかしながら、街区公園の面積により確保できる機能が異なることから、複数の街区公園で機能分担を検討するにあたり、便宜的に面積区分を行い、区分毎の主な機能を設定します。

街区公園が有する機能と広さの目安			
種 類 機 能	防災・環境・景観・ 休養機能等	子育て・健康づくり・ コミュニティ形成・地域の防 災拠点機能等	運動・にぎわい 創出機能等
標準的な街区公園 概ね 2,500 m ² 以上	○	○	○
中規模の街区公園 概ね 1,000 m ² ～ 2,500 m ²	○	○	—
小規模の街区公園 概ね 1,000 m ² 未満	○	△ ※一部の機能を確保	—

○検討の対象地域

- ・小学校区を検討の単位とします。
- ・小学校区内に老朽化により面的な整備が必要となる公園が複数存在し、互いに誘致圏が重なって存在する場合に、機能分担を検討することとします。

○機能分担の考え方

- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に標準的な街区公園や中規模の街区公園が存在する場合は、それらの公園で必要な機能を確保した上で、その他の小規模の公園において機能特化を検討します。
- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に小規模の公園のみが存在する場合は、狭小な公園間で機能分担し、各公園において機能特化を検討します。

○事業の進め方

- ・今後、対象地域を選定し、機能分担に係る事業計画を策定した上で、順次再整備を進めることとします。
- ・事業実施に当たっては、公園の現況調査や地域住民の意向を踏まえ、公園の機能分担の方針を決定した上で、具体的な設計を行い、工事を実施します。
- ・整備完了後には、機能分担による再整備効果を測定・評価し、随時事業手法の見直しを行います。

〈考え方3〉 自然との共生～まちと自然をつなげる身近な杜づくり～

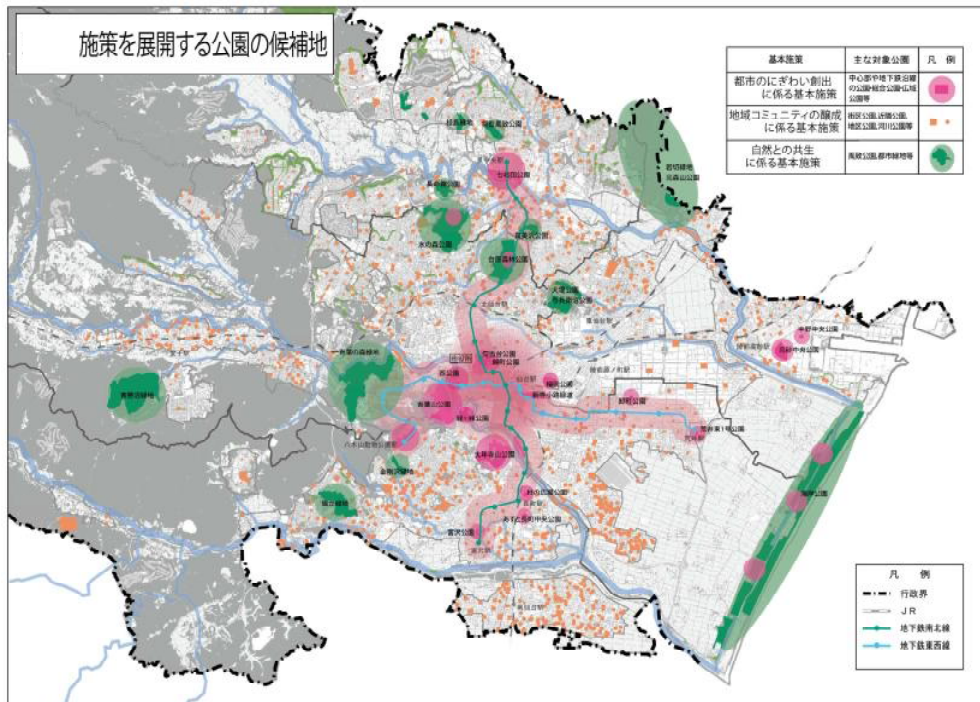
(主な対象公園：風致公園，都市緑地等)

- ・都市部の緑地のネットワークや地域生態系に配慮した緑地管理を行い，生物多様性の保全に努めます。
- ・緑地が市街地に隣接するという立地特性を生かし，自然を学び・遊ぶ公園づくりを行います。
- ・市民活動団体や民間事業者など，様々な団体との連携を強化し，多くの市民が参加できる緑地の保全と利活用を進めます。

〈考え方4〉 施設マネジメントの推進～誰もが安全に安心して利用できる公園づくり

(対象公園：全公園)

- ・予防保全等の観点を踏まえた公園施設総合改修計画に基づく施設マネジメントを行うことにより，持続可能な公園経営に取り組めます。
- ・公平な公園サービスの提供や，防災の観点から，公園空白地の解消に向けた取り組みを進めます。
- ・誰もが安心して公園が利用できるよう，公園施設のバリアフリー化や，ユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・公園緑地の整備を通じ，みどりの有する多様な機能を引き出し，効果的・効率的にグリーンインフラを推進することにより，付加価値の高い公園づくりを進めます。
- ・市民，市民活動団体，民間事業者など，みんなが公園づくりに関わる機会を創出し，みんなが愛着を持てる公園づくりを行います。



図—30：施策を展開する公園の候補地

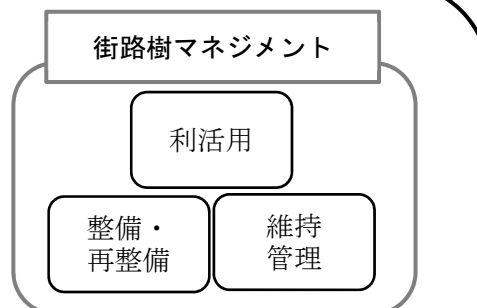
4 街路樹に関すること

(1) 「街路樹マネジメント」の推進

<街路樹マネジメントの定義>

街路樹の適正な整備・維持管理により、その価値を向上させるとともに街路樹が持つ多様な機能を有効活用することで、都市の魅力を向上させる活動。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、街路樹の適正な維持管理を行いながら、街路樹が持つ多様な機能を有効に活用することで、市民が街路樹に愛着を深め、本市に住んでいることを誇りと思えるように、また、来訪者にとっては何度でも訪れたいくなるような都市であるよう、街路樹による「杜の都」の魅力の向上を推進します。



<考え方1> 都市資源としての積極的な活用

街路樹を都市資源として積極的に活用することにより、街路樹が持つ多機能性を発揮させることで、都市空間の質の向上やにぎわいの創出を図るとともに、みどり美しい杜の都の街路樹の魅力を内外に発信します。

<考え方2> 適正な街路樹管理の推進

根上がりによる舗装等の道路施設の破損や根の侵入、落葉の堆積による下水道管等の排水施設の詰まり、基準不適合箇所を解消を図る安全対策を進めるとともに、これらの予防に資する新技術の導入やこれまで蓄積されたデータの活用等により、財政制約に対応した質・量ともに適正な街路樹管理を行います。

また、適正な街路樹管理及び都市資源として積極的な利活用を図るために、都心部や住宅地等の地域特性や土壌や道路空間等の植栽環境に応じた街路樹整備（再整備）を推進します。

（『街路樹管理による道路空間の安全確保』における更新・撤去の検討項目と再整備（整備）等の留意事項」は146ページ参照）

（『総合的な街路樹管理計画』における路線ごとの管理目標の考え方」は147ページ参照）

<考え方3> 街路樹管理体制の充実

管理業務の委託方法の見直しの検討や剪定技術の向上・継承、様々なパートナーとの連携等、街路樹管理における体制や仕組み等の改善を図ることで、街路樹の質を向上させます。

「街路樹管理による道路空間の安全確保」における
更新・撤去の検討項目と再整備(整備)等の留意事項

ア. 更新・撤去の検討項目

路線ごとの管理状態を踏まえ、以下に該当する場合、更新・撤去等の改修方法を検討します。対象路線の選定及びその路線での改修方法の決定に際しては、地域との調整を十分に図り、優先順位をつけながら進めていきます。

<更新を検討する主な項目>

- ①樹木が大径木化し、植栽空間(生育空間)が明らかに狭く、また、歩行空間が確保できない場合
- ②著しい根上がりが発生している場合
- ③樹木の樹勢不良や枯損木、不健全木(樹木医の専門診断による)が相当数ある場合、もしくは今後発生すると予想される場合 等

<撤去を検討する主な項目>

- ①基準に適合しない場合
 - a.交差点、横断歩道、自転車横断帯、乗入れ施設などの付近で見通しを妨げている場合
 - b.住宅地などで幅員 3.0m未満の歩道に植栽されている場合
 - c.植栽間隔が狭く、間引きをしても周囲の緑量や景観に大きな影響がない場合
- ②信号、街路灯、電柱、道路標識、監視カメラ等に近接し過ぎている場合
- ③歩道上に複数列植栽がなされ、沿道にある公園や樹林地と生育空間が競合し、撤去しても、緑量や景観に大きな影響がない場合 等

※対象樹木は低木、中木、高木とする。また、a,bは「仙台市歩道等設計基準」、cは「仙台市街路樹マニュアル」に拠る。

イ. 再整備(更新・補植)、整備(新植)の留意事項

再整備あるいは整備について、従来のような緑量の確保に偏重した方法を採用すると、将来樹木が成長した際に、再び、現在生じている問題を引き起こしてしまう可能性があります。今後は、道路空間や地域特性などに応じた樹種の選定や、新しい技術や材料の導入などにより樹木の生育に適した植栽環境(伸長する根に対応した防根シートや特殊な基盤、大きさに余裕がある植樹柵、樹冠^{じゅかん}を拡大させることができる空間など)を整備することで、樹木の良好な成長を促し道路空間の安全を確保するとともに、質の向上を図ることが重要です。

「総合的な街路樹管理計画」における 路線ごとの管理目標の考え方

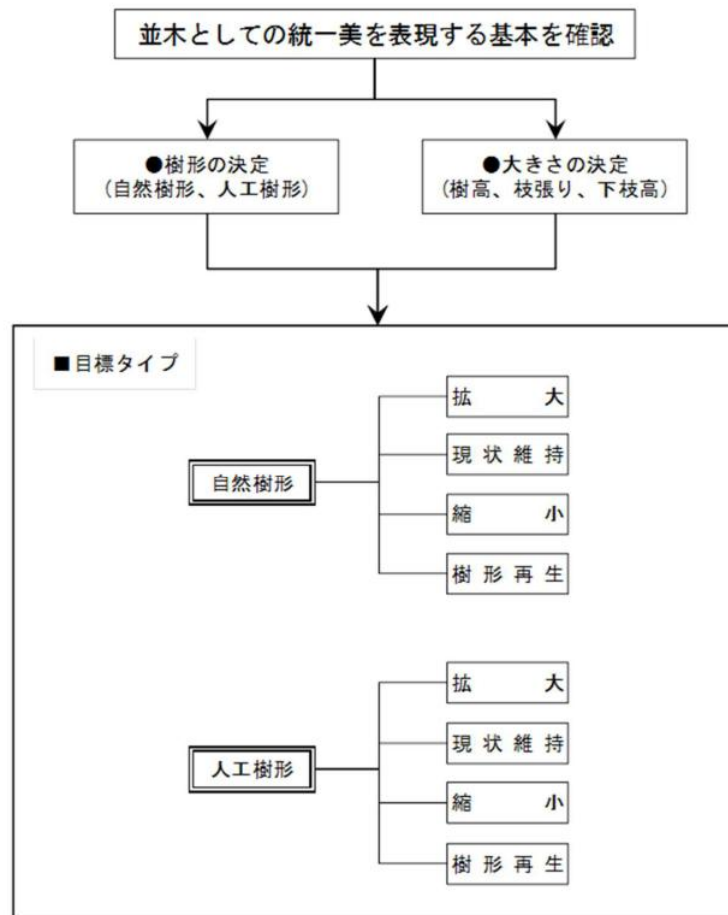
1. 管理目標タイプの設定

並木としての統一美を表現することを基本とし、街路樹の「樹形」と「大きさ」の管理の目標タイプを設定します。

「樹形」では、樹種ごとの特性を考慮した上で、自然樹形で維持するか、人工樹形として管理していくのか決定します。また、管理適正の評価により、現況樹形が大きく乱れている場合は、樹形再生も検討します。

「大きさ」では、空間適正の評価結果をもとに、空間に余裕がある場合は拡大、既に空間に適正な大きさになっている場合は現状維持、空間に対して大きくなりすぎている場合は縮小とし、目標樹形の具体的な樹高、枝張り、下枝高を決定します。

なお、同一路線内で大きく成長している個体や若木が補植されてまだ小さい個体等大きさがそれぞれ異なっているのが混在している場合は、目標として定めた大きさに、個々の大きさを照らし合わせ、個体ごとに「拡大」、「現状維持」、「縮小」、「樹形再生」のタイプを設定します。



図—3 1 : 目標像タイプの設定

表—5：目標タイプ別剪定方針

目標タイプ		剪定方針及び留意点
自然樹形	拡大タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然樹形を維持しながら樹形を拡大し、ボリュームアップを図る。 ・ 「枝抜き剪定」を基本に、徒長枝、からみ枝、さかさ枝、平行枝、立枝等切除すべき枝を中心に間引く。 ・ 将来樹形(最終目標)を考慮しながら、早い段階で樹形づくりをはじめることが重要である。それによって、大きくなってから強剪定によって樹形を乱すことを回避する。この場合は、「切り返し剪定」を基本とする。
	現状維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然樹形で大きさを現状維持していく。 ・ 「切り返し剪定」を基本に、自然樹形の柔らかさを維持する。 ・ 適切な切り返し剪定が行われないと自然樹形を維持できないので、切り詰め剪定にならないよう留意する必要がある。
	縮小タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然樹形を維持しながらコンパクトに縮小する。(自然相似形) ・ 「切り返し剪定」と「枝おろし剪定」を基本に、樹形を縮小しながら自然樹形を維持する。 ・ 太枝を剪定する手法をとることになるため、切り口からの腐れの侵入を回避する措置が必要である。(防腐剤の塗布等)
	樹形再生タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の乱れた樹形を自然樹形に再生する。 ・ 「切り返し剪定」や「切り詰め剪定」等を組み合わせて、将来の樹形再生過程を考慮しながら比較的大きな剪定を行う。(大きな切り口には防腐剤塗布を要す。) ・ 乱れた樹形を強剪定によって再生し自然樹形を取り戻すために、3～5ヶ年程度の管理計画を作成し、計画的に管理を実施する必要がある。 ・ 瘤取り作業を含む場合は、このタイプを適用する。
人工樹形	拡大タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形に管理しながら樹形を拡大し、ボリュームアップを図る。 ・ 樹形づくりの際に、枝葉を伐りすぎて樹形を縮小しすぎないように留意する。
	現状維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「切り詰め剪定」を基本に、樹形を現状維持でコントロールする。 ・ 現状維持の剪定を続けていくため、剪定による瘤を生じやすいので、その回避が必要である。
	縮小タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形でコンパクトに縮小する。(大きな切り口には防腐剤塗布を要す。) ・ 切り口から翌年小枝が多く発生するので、それを整理する管理を予足しておく必要がある。
	樹形再生タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形で樹形を再生させる。 ・ 3～5ヶ年程度の管理計画を作成し、計画的に管理を実施する必要がある。 ・ その他は同上。 ・ 瘤取り作業を含む場合は、このタイプを適用。

(1)管理適正の評価

管理適正の評価は、「並木の管理」と「樹木の管理」の2つの視点で行います。並木の管理では、樹形の同形・同大、枝葉密度の同ボリューム等により、統一美の表現を評価します。樹木の管理では、樹冠のバランスと形態美、剪定手法の状況について評価します。また、樹種によって、望ましい剪定手法で管理されているかについても評価します。

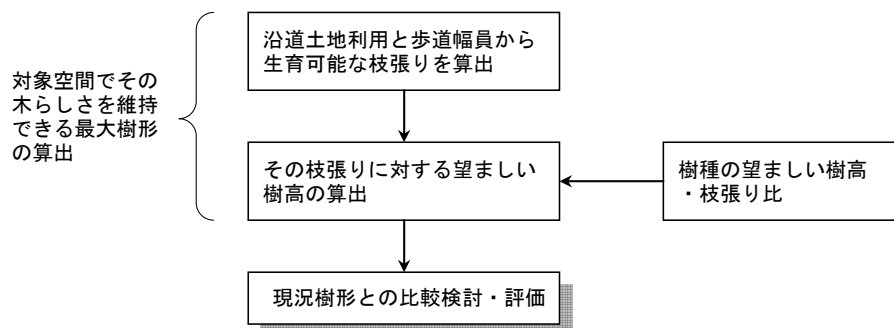
表—6：管理適性の評価の視点と具体評価項目

評価の視点		評価の具体項目
並木の管理	統一性が表現されているか	樹形が統一されているか(同形か)
		樹高、枝張り、枝下高が統一されているか(同大か)
		枝葉密度のボリュームは統一されているか
樹木の管理	樹冠のバランスがよく、美性(形態美)が表現されているか	樹種の持つ個性(特徴, らしさ)が発揮されているか
		樹種の持つ個性に応じた剪定手法が取られているか
	剪定の基本が守られているか	瘤がないか
		切り残さずに切り返されているか
		頂部優性が意識されているか

P. 29～33 出典：「大型街路樹の維持管理手法に関する共同研究報告書(平成11年)」
文章について一部加筆

(2)空間適正の評価

空間適正の評価は、環境条件(主に空間条件)と現在の樹木の形状からその木らしさが感じられる樹形を考慮しながら街路樹の納まり具合をみることとなります。具体的には、対象空間において、対象樹種がその木らしい樹形(望ましい樹高と枝張りのバランス)を維持できる最大の大きさと現在の大きさを比較検討します。



図—3 2：空間適正の評価

①沿道土地利用に合わせた生育可能な枝張り値

沿道土地利用の違いによって、クリアランス(樹冠と沿道建築物との間隔)に対する要望は異なるため、沿道土地利用毎にクリアランスを定め、下図を参考に生育が可能な枝張りを算出します。

1)枝張り 沿道土地利用と歩道幅員からの生育可能な枝張りの算出

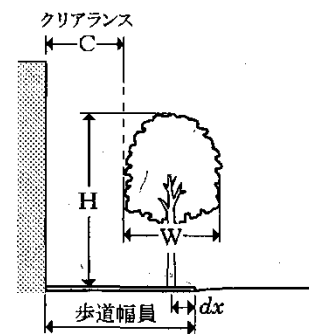
算出式:枝張り=(歩道幅員-dx-C)×2

dx:路肩から幹中心までの距離

C:クリアランス(樹冠と道路境界(沿道建築物)との間隔)(表一7:沿道土地利用とクリアランスの関係)参照)

表一7:沿道土地利用とクリアランスの関係

沿道土地利用分類	クリアランス
オープンスペース, 公共施設	C=0m
ビル街	C=0.5m
商店街	C=1.5m
住宅街	C=0.5m
その他(工場等)	C=0m



2)樹高 生育可能な枝張りに対する望ましい樹高の算出

算出式:樹高=枝張り÷枝張り比(表一8:「樹形タイプ別の望ましい樹高・枝張り比」参照)

②生育可能な枝張りに対する望ましい樹高(最大樹高)

樹種によって樹形はそれぞれ異なりますが、樹形タイプ毎の標準的な樹形における枝張り値と樹高の比率から設定された、目安となる望ましい樹高・枝張り比を参考にして、当該路線における生育可能な最大樹高を算出します。

③補正

信号, 街路灯, 電柱, 道路標識, 監視カメラ, 架空線等の有無や地域要望等の特性を考慮し, 1), 2)で算出された大きさを適宜補正します。

表—8：樹形タイプ別の望ましい樹高・枝張り比

樹形タイプ 区分	「東京都街路樹マスタープラン 検討委員会報告書」(東京都 建設局)	「道路緑化計画・植栽施 工・管理技術指針」(建設 省九州地方建設局)	望ましい樹高・枝張り比(目 安)
円錐型	・イチヨウ 0.3 ・メタセコイア 0.3	0.2	0.3~0.4
卵円型	・プラタナス 0.5 ・ユリノキ 0.6 ・カツラ 0.4 ・アオギリ 0.7 ・クロガネモチ 0.5 ・シラカシ 0.5 ・コブシ 0.5 ・シンジュ 0.3 ・トウカエデ 0.5 ・モミジバフウ 0.5 ・ハクウンボク 0.6 ・ハナミズキ 0.6 ・ヒメシャラ 0.7 ・ヤマモモ 0.7	0.4	0.4~0.7
球型	・クスノキ 0.6 ・アキニレ 0.5 ・エンジュ 0.5 ・マテバシイ 0.7	0.5	0.5~0.7
盃型	・ケヤキ 0.7 ・トチノキ 0.5 ・ヤマボウシ 0.6 ・ソメイヨシノ 1.0	0.6	0.5~0.7 1.0(ソメイヨシノ)
枝垂れ型	・シダレヤナギ 0.7		0.7

(3)シンボル路線の設定

各区中心部などで良好な景観を形成し、地域住民から親しみを持たれているような街路樹がある路線について、「シンボル路線」と位置付け、計画的な更新の実施や樹木剪定の頻度にメリハリをつけて維持管理の質を向上させ、景観の更なる向上や良好な道路空間の創出により利活用の促進などを図ることで、街路樹を通じて地域の魅力向上に取り組めます。



写真協力：(公財)仙台市公園緑地協会 (左上, 左下, 右下)

第4章 計画の進行管理

1 推進体制

(1) 市民、市民活動団体、事業者、行政の取組みの基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、市民、市民活動団体、事業者、行政が目標を共有化し、それぞれが所有者、利用者、管理者としての役割を担い、連携し、持続的に取組んでいく必要があります。

みどりのまちづくりに関わる各主体の基本的な取組みは次のとおりです。

○ 市民

自主的な学習、みどりとのふれあいや活動、維持管理への積極的な参加。
土地の所有者は、緑地の保全や緑化。

○ 市民活動団体

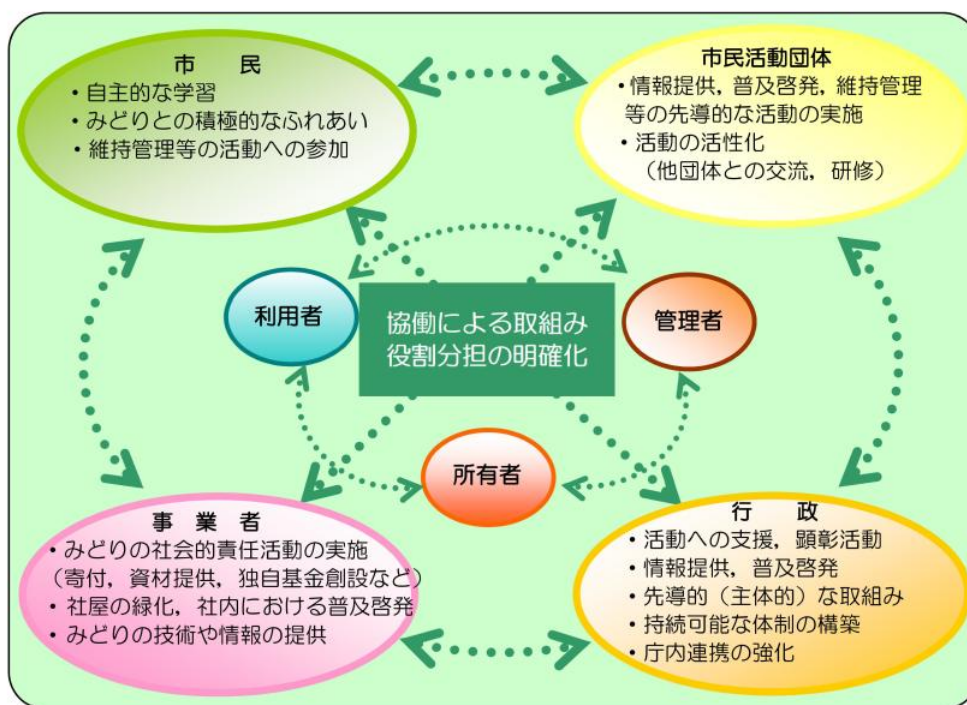
みどりの情報提供、普及啓発、維持管理等の先導的な活動の実施、活動の活性化

○ 事業者

みどりの社会的責任活動の実施。社屋の緑化。社内における普及啓発。みどりの技術や情報の提供。

○ 行政

市民活動団体の活動支援。企業のみどりの社会的責任活動との連携。みどりの顕彰活動。みどりの情報提供、普及啓発。先導的なみどりの取組み。維持管理等における持続可能な体制の構築。



図—3 3 : 各主体の役割分担の概念図

(2) 第三者機関や市民による評価

本計画に掲げる施策や事業を着実に推進するために、百年の杜推進部をはじめ庁内の各局・区が率先して施策・事業に取り組んでいくとともに、その実施状況や成果指標の達成状況について定期的に点検・評価を行い、杜の都の環境をつくる審議会に報告します。

また、それらの点検・評価結果についてはホームページなどでも公開し、広く市民と共有するとともに、定期的にみどりの市民意識調査を実施することにより、評価を行います。

(3) 庁内連携の強化

本計画の掲げる理念を実現していくためには、庁内各局が連携し、共通の意識をもって施策展開を図っていく必要があります。そのため新規に施策を実施する際など、適宜連絡調整会議を開催し、効率的で効果的な施策・事業展開が図れるよう調整します。

(4) 関係機関との連携

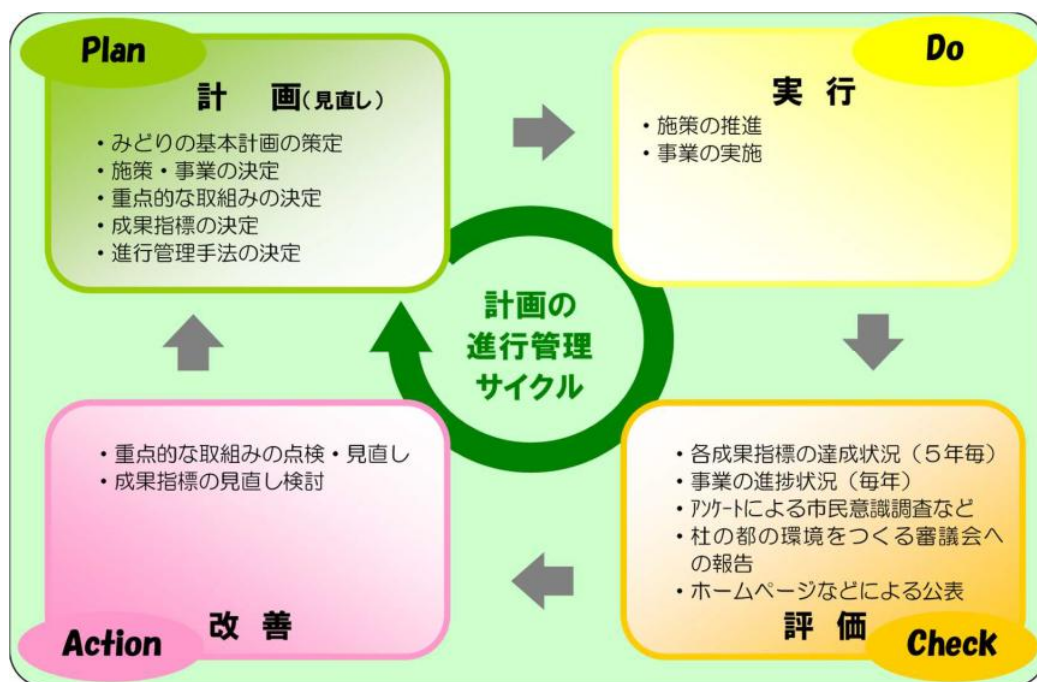
国有林や県有林、仙台港の港湾緑地や宮城野原公園などの公園緑地、名取川や広瀬川、七北田川など、国・県が管理するみどりは、本市においても貴重なみどりとなっています。また、国の施設や大学、駅などの公共空間も、みどり豊かな空間を形成する上で欠かせないものとなっています。そのため、奥山、里山、市街地、田園、海岸の各エリアにおいて、これら国・県、公益企業などの関係機関と十分に連携を図りながら、本計画を推進します。

また、(公財) 仙台市公園緑地協会は、都市公園の管理運営やみどりの普及啓発において、重要な役割を担っています。本協会と連携し、市民ニーズに応じたソフト事業などを展開します。

2 進行管理

計画の推進にあたっては、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のPDCAサイクルに基づき、適切な進行管理を行います (図一34)。評価は、毎年度、事業の進捗を把握するとともに、中間年度 (令和7年度) には、成果指標として設定する「計画全体の指標」 (表一9) 及び「5つの基本方針ごとの指標」 (表一10) の達成状況の確認とみどりの市民意識調査や緑の分布調査、緑視率調査等を実施し、中間見直しを行います。

計画期間は10年間 (令和12年度まで) としますが、社会情勢の変化などを踏まえ、施策・事業、目標・指標、重点プロジェクトなどを必要に応じて見直すこととします。



図一34：計画の進行管理サイクルの概念図

(1) 計画全体の指標

本計画を推進していく中で、全体の目標となる指標

表一9：計画全体の指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
指標1 ^{※1}	市域全域の緑被率 (「仙台市緑の分布調査」からの引用)	78.4%	維持・向上
指標2 ^{※1}	都市計画区域内の 都市公園等 ^{※2} の市民一人当たり面積	18.6 m ²	20 m ²
指標3	百年の杜づくりに対する市民満足度 ^{※3} (「施策目標に関する市民意識調査」からの引用)	69.5%	現在より向上
指標4	身近なみどりに対する市民満足度 ^{※4} (「みどりの市民意識調査」からの引用)	34.7%	40%

※1 指標 1, 2 の設定について

指標 1, 2 は前計画では「みどりの量に関する目標」として設定されていたものです。自然が持つ多様な機能を活用していくためには、ストックの適正な維持管理によるみどりの質の向上に加えて、緑地の保全や公園空白地の解消、街路樹植栽や民有地緑化によるネットワークの維持・形成などにより、引き続きみどりの量の充足等にも取り組んでいく必要があります。前計画に引き続き、これらの指標を設定することでみどりの量の向上を図ります。

※2 「都市公園等」で対象となるみどり

- ・都市公園
- ・都市公園を除く公共施設で次に掲げる施設
屋外運動場を有する運動施設、墓園、児童遊園、港湾緑地、文化財関係施設、生涯学習関係施設

①指標 1 について

5年に1度実施する「仙台市緑の分布調査」結果を使用します。

②指標 2 について

年度ごとにその前年度に公告あるいは供用が開始された都市公園及び対象となる公共施設の数量、人口動態（その年の4月1日時点の住民基本台帳の数値を参照する）を把握し、算出する。

③指標 3 について

毎年実施する「施策目標に関する市民意識調査」結果（百年の杜づくりを評価する（「評価する」＋「どちらかといえば評価する」の合計）市民の割合）を使用します。

④指標 4 について

5年に1度実施する「みどりの市民意識調査結果」結果（身近なみどりが量と質ともに十分であると感じている市民の割合）を使用します。

(2) 5つの基本方針ごとの指標

各方針において計画期間内に重点化する事業・取組みに対して、達成状況を確認するための指標

表—10：5つの基本方針ごとの指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
方針1 (みどりと共生するまち)	公園緑地等における浸透施設整備により雨水流出抑制が図られた面積	—	R12年度までに87,000㎡増
	身近な生きもの(9種)の認識度*	ツバメ 75.2% ほか	全ての種で 現在より向上
方針2 (みどりで選ばれるまち)	新たに民間活力を導入する公園施設数	—	R12年度までの10年間で4か所
	都心部のみどりの質の向上 (仙台都心部緑化重点地区における①緑被率・②平均緑視率)	①14.2% ②31.7%	①14.3%以上 (面積換算で約3ha増) ②33%
方針3 (みどりを誇りするまち)	街路樹の再生(更新路線数)	—	R12年度までの10年間で10路線実施
	仙台ならではのみどりを活用した(名木・古木めぐりなど)イベント開催件数	10回/年度	10回/年度 以上
方針4 (みどりとともに人が育つまち)	身近な公園の役割が子どもを遊ばせる場所と回答する市民の割合の増加 (みどりの市民意識調査)	62.6%	現在より向上
	コミュニティを育むみどりの市民活動団体の結成数	1,358 団体	1,460 団体
方針5 (みどりを大切に するまち)	公園施設改修件数	—	R12年度までの10年間で延べ1,200公園
	ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント参加者数	—	R12年度までの10年間で延べ2,000人

參考資料

1 計画策定に関する市民意見

対象	調査概要	方法と期間	意見等の内容
市民等	[実施機関]仙台市 [概要]みどりの市民意識調査	[実施方法]郵送アンケート [実施期間]令和元年9月5日～ 令和元年9月27日 [対象者数] 市民5,000名	<ul style="list-style-type: none"> ・「杜の都」という言葉について ・これから先の仙台市のみどりのまちづくりについて ・グリーンインフラについて など
	[実施機関]仙台市 [概要]仙台市居住経験者アンケート	[実施方法]webアンケート [実施期間]令和2年10月26日～ 令和2年10月27日 [対象者数] 市外居住者400名	<ul style="list-style-type: none"> ・「杜の都」を代表するみどり ・仙台市にもっとあった方がいいと思う身近なみどり など
事業者	[実施機関]仙台市 [概要]企業アンケート	[実施方法]webアンケート [実施期間]令和2年11月24日～ 令和2年11月30日 [対象者数] 企業208社	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市で企業又は進出する際のみどりの魅力について ・企業活動に対する仙台市のみどりの寄与について など

2 計画策定の経過

(1) 杜の都の環境をつくる審議会名簿

■第24期（令和元年10月 1日～令和3年9月30日）

氏名	所属・役職等
池邊 このみ	千葉大学 大学院 園芸学研究所 教授【環境造園デザイン学】
板橋 恵子	ラジオパーソナリティ【放送文化・防災】
内海 一富	一般社団法人 宮城県造園建設業協会 会長【造園】
遠藤 智栄	地域社会デザイン・ラボ 代表【まちづくり・人材育成・協働／市民参画】
小貫 勅子	東北大学 キャンパスデザイン室 特任講師【都市デザイン】
小嶋 秀是	宮城県樹木医会【樹木診断・造林学】
近藤 寛	(財)日本造園修景協会 理事【造園(ランドスケーププランニング・デザイン)】
佐藤 靖祥	仙台弁護士会【弁護士】
◎中静 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長【植物生態学】
平塚 明	岩手県立大学 名誉教授【植物生態学】
※福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授【ランドスケープデザイン】
○舟引 敏明	宮城大学 事業構想学群 教授【公園緑地・都市計画】
米倉 正子	特定非営利活動法人 冒険あそび場ーせんだい・みやぎネットワーク 事務局【教育】
渡邊 浩文	東北工業大学 副学長／建築学部 教授【工学・建築学・環境工学】

◎会長，○副会長，※臨時委員 (敬称略・五十音順)

臨時委員の福岡委員は令和2年2月25日～令和3年 月 日まで

(2) 杜の都の環境をつくる審議会専門部会（「仙台市みどりの基本計画」改定検討部会）名簿

氏名	所属・役職等
池邊 このみ	千葉大学 大学院 園芸学研究所 教授【環境造園デザイン学】
小貫 勅子	東北大学 キャンパスデザイン室 特任講師【都市デザイン】
近藤 寛	(財)日本造園修景協会 理事【造園(ランドスケーププランニング・デザイン)】
福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授【ランドスケープデザイン】
◎舟引 敏明	宮城大学 事業構想学群 教授【公園緑地・都市計画】
渡邊 浩文	東北工業大学 副学長／建築学部 教授【工学・建築学・環境工学】

◎部会長 (敬称略・五十音順)

福岡委員は令和2年3月3日に就任

(3) 杜の都の環境をつくる審議会及び専門部会開催経過

会 議 名	開 催 日 時	内 容
第 84 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和元年 11 月 25 日	・ 諮問 ・ 「仙台市みどりの基本計画」改定の趣旨 ・ 改定スケジュール, 専門部会の設置
第 1 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 1 月 23 日	・ 現「仙台市みどりの基本計画」の振り返り等
第 2 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 3 月 6 日	・ 次期計画の方向性等 (案) ・ 都心部におけるグリーンインフラに係る施策・取組み (案)
第 85 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 3 月 25 日	・ 改定検討状況の報告
第 3 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 7 月 13 日	・ 次期計画の骨子 (案) ・ 都心部以外におけるグリーンインフラに係る施策・取組み (案)
第 86 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 8 月 24 日	・ 改定検討状況の報告
第 4 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 9 月 7 日	・ 次期計画の骨子 (修正案) ・ 次期計画の重点的な取組み (案)
第 5 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 12 月 18 日	・ 次期計画中間案 (素案)
第 87 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 12 月 21 日	・ 次期計画中間案 (素案) の報告
第 6 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 3 年 1 月 18 日	・ 次期計画中間案 (修正案)
第 88 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 3 年 1 月 28 日	・ 次期計画中間案

3 用語集

- あ -

あめにわ 雨庭

建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽地。レインガーデンとも呼ばれる。

いぐね 居久根

屋敷林と同じ意味で、屋敷の周りを囲む樹木のこと。一般的には「くね」といい、地境を意味する。樹木はスギ、ケヤキ、クリ、ハンノキなど様々で、冬の北西風や吹雪の防止に役立っている。かつては、建築材、燃料、食料の調達など、生活に深いかわりを持ち、屋敷の目隠しの役割も果たしていた。

イノベーション

革新。新たなものを創造する変革を起こすことで経済や社会に付加価値を生み出すことを表す言葉として使われている。

インフラ

インフラストラクチャー（infrastructure）の略語。一般的には道路や鉄道，上下水道，電力網，通信網，港湾，空港，治水施設などの公共的・公益的な設備や施設，構造物などをいう。

エコロジカルネットワーク

人と自然の共生を確保していくため、野生生物の生息地等の自然地域を緑地などの空間でつないだ生態系のネットワーク。

エコ ディーアールアール Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction：生態系を活用した防災・減災）

生態系が持つ多様な機能を活用して、災害によるリスクを低減させること。例えば、森林の適切な整備による土砂災害の防止や、海岸林による津波災害の軽減、水田等の農地による洪水緩和等が挙げられる。

エスディージェズ SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた、令和 12 年（2030 年）までの国際社会共通の目標。持続可能な社会を実現するため、「誰一人取り残さない」を理念とし、地球規模の課題である貧困や飢餓、エネルギー、気候変動等に関する 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットを掲げている。

エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、住民・事業者・権利者等が主体となって、地域資源を生かしたまちづく

りや地域課題の解決等に継続的に取り組むまちづくりの手法。

オープンスペース

公園・広場，河川・湖沼，山林，農地等，建物に覆われていない土地の総称。また，都市内では，建物の敷地内に確保された開放性の高い，まとまった広さの空地や空間で，広場や歩行者用通路等として一般市民が自由に通行または利用できる場所をいう。

屋上緑化

建築物の屋上に植物を植え，緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和，建物への日射の遮断（省エネルギー効果），二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。

- か -

開発行為

主として建築物またはコンクリートプラントやゴルフ場などの工作物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。都市計画法により，市街化区域内での一定規模以上の開発行為や市街化調整区域での開発行為については，市長の許可を受ける必要がある。

河川愛護会

河川や水辺施設の環境を良好に保ち，市民が快適にふれあい，親しむことができるように，自発的・日常的清掃活動を行う地域団体。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等について，事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し，その結果を公表して地域住民や行政等からの意見を聴きながら，環境への影響をできるだけ小さくするよう対応を促す手続き。

企業の社会的責任（CSR）

企業は社会的な存在であり，自社の利益を追求するだけでなく，利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり，行動法令の遵守，環境保護，人権擁護，消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

CSRはCorporate Social Responsibilityの頭文字。

気候変動

大気の平均状態である気候が変化すること。その要因は人為的な要因（温室効果ガスの増加，森林破壊など）のほか自然的要因（地球自転軸の傾きの変動，太陽活動の変化，火山噴火など）もある。

協働（市民協働）

複数主体が、同じ目的のために、対等の立場で共に協力して活動すること。

（市民協働）市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、目的を共有して、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、または補完することで地域の課題の解決や魅力の向上に取り組むこと。

郷土種

地域に自生分布している植物。

グリーンインフラ

コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取組み）。

グリーンビルディング

エネルギーや水の使用量削減、施設の緑化など、建物全体の環境性能が高まるよう最大限配慮された建築物の総称。

景観計画

区域と方針、景観形成上の制限内容や景観重要公共施設の整備方針などを定める景観行政を進める基本的な計画。本市では、「杜の都」の特性を生かした魅力的な景観形成の推進を目的として平成 21 年(2009 年)に仙台市「杜の都」景観計画を策定した。

公園愛護協力会

公園ごとに組織され、街区公園の除草清掃、遊具施設の点検通報活動、園芸講習会や適正利用等に関する公園愛護思想の普及など地域におけるきめ細かな活動に取り組む、地域コミュニティづくりに貢献している市民団体。

公園空白地

街区公園の標準誘致距離である半径 250m の範囲に都市公園がない地域。

公開空地

建築基準法五十九条の二に規定された総合設計制度による建築物の敷地内の空地等のうち、歩行者が日常自由に通行または利用することができる部分。

－ さ －

再生可能エネルギー

温室効果ガスを排出せず、国内で生産でき、安全性の高い低炭素の国産エネルギー源をいい、太

陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなど多様な種類がある。

里山

都市の身近にあり、燃料・肥料・食料・生活資材の調達など様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた雑木林・アカマツ林などの二次林、スギやヒノキの植林などで構成される低山や丘陵。

市街化区域

市街化を促進する区域として、都市計画で定める区域。既成市街地と概ね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域に指定される。

施設マネジメント

将来にわたって持続可能な都市運営を行うため、経営的な視点から施設を効果的・効率的に活用し、管理する活動。

施設緑地

都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地のこと。都市公園法に基づいた「都市公園」と「都市公園以外」の施設緑地に区分される。公共施設緑地とは、都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており公園緑地に準じる機能を持つ施設。民間施設緑地は、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設。

指定管理者制度

従来、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営について、株式会社を初めとした企業・NPO法人など様々な団体に包括的にゆだねることができる制度。仙台市では、平成16年(2004年)度から導入している。

樹冠

樹木の上部についている枝と葉の集まり。

水源・地下水涵養

森林の土壌が、雨水を浸透・貯留することにより、河川へ流れ込む水の量を調整し洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林の土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。

ストック

在庫品。手持ちの品。ある時点で存在する資源。

生態系

ある地域に存在する全ての生物と、非生物的環境（大気・水・土壌・光など）を、食物連鎖等の関係により、とらえたまとまり。生態系内では、生物間や生物－非生物間の相互作用により、バランスのとれた状態となっている。

生物多様性

自然の豊かさを表しており、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つの階層がある。各階層で種類の数やその量のバランスなどにより評価される。

仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）

仙台市環境基本条例第8条に基づく環境基本計画として、本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定めるもの。

仙台防災枠組2015-2030

平成27年(2015年)3月に、国連が主催し、仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」の成果文書。令和12年(2030年)までの国際的な防災の取組み指針であり、防災の主流化、事前の防災投資などの新しい考え方を提示し、女性や子ども、企業など多様な主体の役割を強調したのが特徴。

総合設計制度

建築基準法第59条に基づき、敷地内に一般に公開された広場や緑地などの空地を確保する良好な建築計画に対して、容積率や高さ制限などの緩和を行い、市街地環境の整備改善を図る制度。

－ た －

多自然川づくり

瀬や淵の保全・再生、植生・自然石を利用した護岸の整備など生物の良好な生育環境に配慮し、併せて自然景観を整備・保全する取組み。

たそうりよっか 多層緑化

敷地内の緑化のうち、高木・中木などと低木、地被類、花壇などを組み合わせて行う植栽。みどり豊かな都市環境の形成において、効果的で質の高い緑化として推奨している。

地域制緑地

都市公園のみならず、社寺境内地等の空地の多い施設や農耕地、山林、河川、水面等、様々な空間を含めた緑地のうち、風致地区、特別緑地保全地区、保存緑地等、一定の地域を指定して定められているもの。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)

第4次評価報告書によると、過去100年間に地上気温が0.74℃上昇し、世界の氷河が融けて先端が後退するなど、既に世界中で様々な影響が現れていることが分っている。

地区計画

各地区の特性に応じたきめの細かい環境整備を行うために、地区住民などの合意のもとに都市計画として定める計画。計画内容としては、地区内の道路、公園の配置や建築物の用途、大きさ、デザイン、垣や柵の構造などを定めるもののほか、一定の条件の下に容積率制限や斜線制限を緩和するものもある。

地区計画等緑化率条例制度

都市緑地法第39条に基づき、良好な都市環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、地区整備計画等において、建築物の緑化率の最低限度を建築物の新築等に関する制限として定めることのできる制度。

（施設の）長寿命化

建築物や公共施設、ライフラインなどにおいて、更新に係る費用の抑制と平準化を図るため、改修などにより耐用年数の延長を図ること。

適応策

既に起こりつつある又はこれから起こりうる気候変動による影響にあらかじめ備え、被害の防止や軽減を図るための対策のこと。農作物の高温対策、水害・土砂災害対策、熱中症・感染症対策等が挙げられる。

都市機能

都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、商業、業務、工業、流通、居住などの機能をはじめ、これを支える交通、ライフライン、各種処理施設などの機能に加え、教育、文化、芸術、交流、娯楽、政治、行政などの都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応する機能を総称したもの。

都市計画区域

都市計画法第5条に基づき、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域。本市の都市計画区域は5市5町1村からなる「仙塩広域都市計画区域」として宮城県により指定されている。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として昭和31年(1956年)に制定された法律。

都市再生緊急整備地域

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定められた地域。

都市緑地法

都市化の進展に伴い良好な自然環境を形成している樹林地・草地・水辺等が急速に都市において減少することに鑑み、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された法律。平成16年(2004年)に「都市緑地保全法」が改正され創設。既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として「緑地保全地域」の制度や市街地の緑化を推進する「緑化地域」の制度等が拡充された。平成29年(2017年)に改正された。

土地区画整理事業

健全な市街地として整備するために、土地所有者が土地の一部を提供しあい、道路、公園、下水道などの公共施設を総合的に整備するとともに敷地の利用を増進するため個々の宅地を整然と道路に面するように、区画形質の変更を行う事業。

土地利用調整制度

郊外部において開発事業を実施しようとする事業者が、土地利用方針との整合性を確保した計画を作成するとともに、土地利用調整手続の実施を通して開発事業計画を公表し、市民意見や市長意見に配慮した計画を検討することにより、郊外部における適正な土地利用を誘導する制度。

- な -

二酸化炭素

動物の呼吸や、石油・石炭等の化石燃料の燃焼に伴って発生する気体で、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つ。

- は -

バイオマス

木や草など、再生可能な生物由来の有機性の資源のことで、「Bio(生物)」と「Mass(量)」を組み合わせた用語。バイオマスは、燃焼すると二酸化炭素を排出するが、その成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体で見ると大気中の二酸化炭素の収支はゼロとみなせるという特徴がある。

PFI

従来、国な地方公共団体が自ら行ってきた公共施設などの設計・建設・維持管理・運営を、民間の資本・経営能力・技術的能力を活用して行う社会資本整備の手法。仙台市におけるPFIの事例としては、新天文台や新野村学校給食センター、新高砂学校給食センターが挙げられる。

ヒートアイランド現象

都市部でのエネルギー消費量の増加や緑地の減少，ビルなどの構造物が熱をため込むこと，道路がアスファルトやコンクリートで固められているために，地表面からの水分蒸発が少なくなることなどによって起こる，都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象のこと。

ビオトープ

ドイツ語の生物を意味する「バイオ：Bio」と場所を意味する「トープ：Tope」から作られた合成語で，生態系として特定の生物群集が生存するうえで必要な空間のこと。「自然」を「緑」だけでなく「生物」を含めた一体のものとしてとらえ，現存する環境を保全あるいは修復，創造していく場合に，人間と生きものが共存できる場づくり，空間づくりを意図した用語。

東日本大震災

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日 14 時 46 分に，三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東 130km 付近で発生した，深さ約 24km を震源とする地震。マグニチュードは，昭和 27 年(1952 年)のカムチャッカ地震と同じ 9.0 で，日本国内観測史上最大規模，アメリカ地質調査所 (USGS) によれば，1900 年以降，世界で 4 番目の規模。

広瀬川創生プラン

平成 16 年(2004 年)に市民 NPO，国県関係機関，企業及び学識経験者からなる「広瀬川創生プラン策定推進協議会」により策定された各主体共通のアクションプラン。平成 27 年(2015 年)3 月に改定された。

広瀬川の清流を守る条例

広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するため昭和 49 年(1974 年)に制定された。河岸の自然環境を守るための「環境保全区域」，水質を守るための「水質保全区域」を指定している。

風致地区

都市内の樹林地，丘陵，渓谷，水辺などのすぐれた自然的景観を形成している地区や，歴史的な人文景勝地について，建築物の建築，宅地の造成，木竹の伐採などを規制し，都市の自然景観や良好な都市環境の維持を図るために定められる地区。

プレーパーク

既成の道具を置かず，子どもたちが工夫して，遊びを作り出すようにしている遊び場。子どもの安全確保のために指導員等を置くこともある。

防災環境都市

仙台市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としてのまちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、防災の視点を織り込んだ都市のあり様を示すスローガン。安全に安心して市民生活や経済活動を営むことができる、持続可能な魅力あるまちづくりを国内外に発信し、都市の価値を高めていくための取組みを進めている。

- ま -

緑の活動団体

杜の都の環境をつくる条例第 34 条に基づき、認定された市民団体。本市では認定された団体に対し、緑に関する情報や活動支援などを行っている。

杜の都の環境をつくる条例

緑の保全や創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に昭和 48 年(1973 年)に制定された条例。保存緑地や保存樹木の指定及び建築行為等における緑化基準などを定めている。

- や -

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた林。一般には農家に防風などの目的で設置され、季節風の強い地域に多く見られる。本市においては、東部の農地に分布するものは居久根^{いぐね}と呼ばれる。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

- ら -

流域治水

集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興の 3 点により、河川の流域のあらゆる関係者の協働のもと、ハード・ソフト一体的かつ多層的に行う治水対策。

緑視率

人の目線からみた範囲のうちみどりの占める割合。緑被率と比較して、人が視覚的に緑の状況を実感できる指標であり、みどりが豊かと感じる緑視率は 30%程度といわれる。

緑被地

樹林地や公園等の芝生、ススキ・ササ等の草地、水田・畑等の農耕地及び河川・池沼等の水面のこと。

緑被率

緑被地面積が対象区域全体面積に占める割合を表したもの。

緑化計画制度

杜の都の環境をつくる条例第 29 条に基づき、1,000 m²以上の土地または敷地において建築行為を行う場合には、あらかじめ当該建築行為に係る土地または建築物敷地内についての緑化に関する計画書（緑化計画書）を提出し、市長の認定を受けることを義務づけている制度。

緑化重点地区

都市緑地法第 4 条に基づき定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」。本市では 4 地区（仙台都心部地区、あすと長町地区、卸町地区、泉中央地区）指定している。

仙台市みどりの基本計画（中間案）

令和3年2月

仙台市 建設局 百年の杜推進部 百年の杜推進課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL：022-214-8388

FAX：022-216-0637